

午後1時7分再開

議長（塩原吉三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（塩原吉三君） 他に質疑はありませんか。

木村喜徳君。

1 3 番（木村喜徳君） 業者選定の件で、二、三ちょっとお聞きいたします。

市内業者だけでAランク2社、私の調べではBランクに7社あるわけです。これは選定ということでやっていきますので、今回は8社指名されたわけでございますけれども、当初、これを絞っていく段階では何社ぐらいから通常、選定を始めるのか、この1点をまずお聞きします。

選定をする場合には、選定理由というものがあるのですが、私の手元にもありますが、総合理由というものがございます。残念ながら、この総合理由を見ますと、建築もしかり、電気設備もしかり、機械設備もしかり、大体同じ文面で、その理由が載っています。そこで、これはちょっと細かく聞きたいのですけれども、基準というものが9項目ございます。これを1項目ずつ、どの業者は1項目につき何々と細かくお知らせ願いたい、これが2点目です。

もう一つは、先ほど前段の議員への説明の中で、完工高が1社は8,600万円、もう1社が1億200万円、これは落札価格に対して1社は半分、もう1社は約3分の1なのです。こういうことは過去にあるのか、その3点についてお願い申し上げます。

議長（塩原吉三君） 総務部長。

（総務部長 高橋 寛君登壇）

総務部長（高橋 寛君） お答えいたします。

第1点目の何社から絞ったかということでございますが、これにつきましては基準がございまして、3,000万円以上の工事につきましては7社以上を指名するというところでございますので、8社を指名させていただきました。

2点目の指名理由の関係を詳しくということでございますけれども、議員もご案内のように、これは閲覧をしておりますので、ご存じかと思えます。まず、1点目といたしまして、選定要領における業者等級範囲ということで、Aクラス・Bクラスということで絞っております。それから、選定要領による工事等級がAクラスの工事であるというふうに定めております。それから、3から8・9というふうにあります、それぞれ不誠実な行為の有無・経営状況・工事成績・技術者の状況・当該工事に対する地理的条件・手持ち工事の状況・技術的適性・安全管理・労働福祉の状況、これらを評価項目といたしまして、総合理由といたしまして本工事の発注標準はAランクであり、工事規模が大きい対象業

者を750点以上の業者に限定したものであります。

以上です。

議長（塩原吉三君） 暫時休憩いたします。

午後1時11分休憩

午後1時16分再開

議長（塩原吉三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（塩原吉三君） 総務部長。

（総務部長 高橋 寛君登壇）

総務部長（高橋 寛君） 答弁漏れがございまして、申しわけございません。

何社から絞り込んだかということではありますが、市内業者につきましては、Aランク2社、Bランク6社の中から4社に絞り込んでおります。

以上でございます。

（「休憩」「進行」の声あり）

議長（塩原吉三君） 暫時休憩いたします。

午後1時17分休憩

午後1時18分再開

議長（塩原吉三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（塩原吉三君） 総務部長。

（総務部長 高橋 寛君登壇）

総務部長（高橋 寛君） 完工高につきましては、手元に資料がございませんので、後ほどお答えいたします。それでよろしいでしょうか。

議長（塩原吉三君） 木村喜徳君。

13番（木村喜徳君） 後ほど言われたのですが、きょう議決なので参考にしたい場面がございしますので、議案中にひとつお願いいたします。

2番目に質問した選定理由なのですが、先ほど言ったようにほとんど建設においても、機械においても、電気にしても同じなのです。これは常に理由としては、この文面が3枚のほかにもほとんど言葉を変えずにこのなりで出ているのですか。ちょっとランクが低いところで、それも資料をもらってあるのです。それをちょっと読ませてもらうと、「本工事の発注標準はDランクであるため、C及びBクラスの業者を対象として工事場所

に比較的近いもの及び指名の平準化を考慮して選定した。」と、ただこれだけなのです。常にこんな簡単な理由づけしかないのか、これをもう一度答弁をお願いします。

議長（塩原吉三君） 総務部長。

総務部長（高橋 寛君） 自席からお答えさせていただきます。

この項目につきましては、市で発注する工事全般にこういった基準をもちましてやっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（塩原吉三君） 木村喜徳君。

1 3 番（木村喜徳君） なかなか理解しがたい今の答弁なのですけれども、そういうことで来たというのなら、新しい市長にかわったことですので、市長、これからはそういうところまできちんとしたご指導をお願い申し上げたいと思います。

後ほど資料をいただけるということですが、この議案中にいただけるということで、採決前ということでもいいのですよね。そう理解していますけれども、それをひとつお聞かせください。

議長（塩原吉三君） 総務部長。

総務部長（高橋 寛君） できるだけ早く、お手元に配布いたします。

議長（塩原吉三君） 他に質疑はありませんか。

山田一友君。

1 8 番（山田一友君） 藤岡市の契約規則の中から、私も素人なものですから、二、三お聞かせいただきたいと思います。

まず、指名競争入札の第16条、第1号から第3号までに記されているような物件が、今回のものがどういうものであったかということなのです。それを読みます。「指名競争入札によることができる場合は、次に掲げる場合とする。工事又は製造の請負・物件の売買・その他の契約でその性質または目的が一般競争入札に適しないものとするとき。また、その性質が目的により競争に加わるべきものの数が一般競争入札に対する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。そしてまた、一般競争入札に付することが不利と認められたとき。」この3点です。それを聞かせてください。

それから、2点目として、第17条の1の1に記されている経営規模・経営状況・技術力及び社会性等が指名競争入札の参加基準として満たされた業者、今回は文化財収蔵庫新築工事、そして、収蔵庫新築機械設備工事、これらがありますが、その中にある社会性とはどのような内容を持ったものなのか。また、この社会性が基準としてどれだけのウエートを持っているものか、お聞かせください。

以上です。

議長（塩原吉三君） 総務部長。

(総務部長 高橋 寛君登壇)

総務部長(高橋 寛君) すみません。契約規則が手元にございませんので、ちょっと取り寄せさせていただきます。よろしいでしょうか。

(「休憩」の声あり)

議長(塩原吉三君) 暫時休憩いたします。

午後1時25分休憩

午後1時28分再開

議長(塩原吉三君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長(塩原吉三君) 総務部長。

(総務部長 高橋 寛君登壇)

総務部長(高橋 寛君) たびたびお時間をとらせていただいて大変申しわけございません。山田議員の質問にお答えいたします。

まず、1点目の第16条の関係でありますけれども、第1号から第3号までの意味ということであります。第1号につきましては、目的が一般競争入札に適さないものをするときには指名競争入札にするのですよということでございます。第2号につきましては、その性質または目的によりということで、一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。それから、第3号につきましては、一般競争入札に付することが不利と認められるときということで指名競争入札をするのだというふうに、ご理解をいただきたいと思えます。

それから、社会性・基準・ウエートの3点だったかと思えますけれども、社会性ということとは社会的な信用、基準についてはございません。ウエートにつきましては、選定項目の一部というふうにご理解いただきたいと思えます。

以上です。

議長(塩原吉三君) 山田一友君。

18番(山田一友君) 先ほどの社会性の信用度という一つの点ですね。ということは、今までに指名をいただかなかった方は、それに値しないということなのではないでしょうか。これが1点です。

それから、第19条、これにかかわることだと思うのですが、指名に参加した人たち全員が入札指名を選定されることになると何か不利なことが起こるのでしょうか。この点が1点、お聞きしたいと思います。

以上です。

議長（塩原吉三君） 総務部長。

総務部長（高橋 寛君） 2回目の質問にお答えいたします。

ただいまの質問は、指名されなかった方は社会的な信用がなかったのかということによるのでしょうか、そういう意味にとりましたのですが。指名でございますので、全社指名できればいいと思います。しかしながら、先ほど来、申し上げておりますように、入札指名の平準化ということも考慮いたしておりますので、このようなことになっております。

それから、もう一点、全社が入札に応じた場合に不利益があるのかということですが、市で発注いたします工事につきましては、1日20件、30件と大変な数を発注するわけでございます。そうした中で全社といたしましても何社を対象にしているのかよくわかりませんが、そういった方々にお手数を煩わせるということも考慮いたしまして、指名をさせていただいているということでございます。

（「議長、休憩をお願いします。」の声あり）

議長（塩原吉三君） 暫時休憩いたします。

午後1時32分休憩

午後1時33分再開

議長（塩原吉三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（塩原吉三君） 山田一友君。

- 18番（山田一友君） それでは、あと1点お聞きしたいと思います。契約をするに当たりまして、先ほどの中で今までの実績、それから経営状況、これらを踏まえて、そのときに第20条の中で、第2条・第3条・第5条から第14条までの規定は、指名競争入札の場合にこれを準用するというのであります。これから出てくると思うのですが、保険契約を締結するときに、「地方公共団体・種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつこれらをすべて誠実に履行したもので、そのものが契約を締結しないおそれがないと認められたとき」という文面があるわけでございますけれども、このように最近、経済的に大変厳しい時代ということで幅広く指名をし、工事をしてもらうのがこれからの行政のあり方だというようなことを先ほど伺ったわけです。こういった問題も含めて、こういった文面を見直す必要もあるのではないかというふうに思います。

以上をもちまして終わりたいと思います。よろしく申し上げます。答弁願います。

（「進行」の声あり）

議長（塩原吉三君） 総務部長。

総務部長（高橋 寛君） ご指摘の点につきましては、今後検討させていただきたいと思っております。

議長（塩原吉三君） 他に質疑はありませんか。

川野盛幸君。

2 1 番（川野盛幸君） それでは、議案第49号の建築工事の請負契約ということでありますけれども、関連性がございますので、建築と機械設備と電気工事の業者指名選定に当たって質問をしていきたいと思っております。

まず初めに、藤岡市の格付基準のランク別の経審点数について、建築・機械設備・電気ともお願いいたします。

また、今回の入札に当たって経審点数が建築の場合750点以上、また、機械設備・電気設備850点以上という本当の根拠となって示されるもの、単なる点数で決めたものではないというふうに考えておりますので、その点について1回目の質問といたします。

議長（塩原吉三君） 総務部長。

（総務部長 高橋 寛君登壇）

総務部長（高橋 寛君） 川野議員の質問にお答えいたします。

まず、ランク別格付点数ということですが、土木工事一式A等級につきましては800点以上、B等級につきましては700点以上800点未満、C等級につきましては550点以上700点未満、D等級につきましては500点未満でございます。それから、建築工事につきましては、A等級900点以上、B等級750点以上900点未満、C等級600点以上750点未満、D等級につきましては600点未満でございます。その他の専門工事業者といたしまして、A等級で800点以上、B等級で650点から800点未満、C等級で500点以上650点未満、D等級で500点未満でございます。

それから、今回の新築機械設備工事につきましては、分離発注といたしたわけでございます。中小建設業者の受注機会の確保のために分離発注を積極的に行うよう、建設省・自治省の入札契約手続改善推進協議会から通知が参っております。工事発注に当たりましては、これを遵守するとともに専門業者によるより質の高い工事完成を確保し、あわせて市内業者の育成を図るため分離発注を進めているところであります。しかし、今回の新築機械設備工事につきましては、工事規模が大きいために確実な工事完成を確保するため工事指名業者選定に当たりましては技術者数・技術力・資金力等を考慮し、県内のランクの高い業者を選定したものであります。選定は、先ほど議員がおっしゃいましたように、850点以上の県内大手のAランクということとさせていただきます。

それから、電気設備工事でありますけれども、機械設備工事と同様に分離発注といたしました。今回の工事は、機械設備と同じなのですけれども、確実な工事完成を確保するために工事の指名業者選定に当たりましては、技術者・技術力・資金力等を考慮し、県内のランクの高い業者を選定したものであります。選定は、経営事項審査の管工事の総評点が

850点以上に限定し、県内大手のAランクのものを選定いたしました。その結果、8社を指名したものであります。

それから、新築建築工事の指名業者選定に当たりましては、先ほど来、質問をいただいております。前者にもご答弁を申し上げておりますけれども、工事規模が大きいことから施工能力の高い業者を選定するために経営事項審査の建築の総評点が750点以上、市内のA及びBランクのもの、それから、市外のAランクの過去における同規模・同工事程度の実績を考慮して選定いたしましたものでございます。選定に当たりましては指名の平準化も考慮し、質の高い工事を確保するために8社を選定したものでございます。

議長（塩原吉三君） 川野盛幸君。

21番（川野盛幸君） ただいま市の格付基準のランク別の点数について答弁をいただきましたけれども、さらにこのランク別の藤岡市における発注標準の金額、これの建築・機械設備・電気についても答弁をお願いいたします。

それから、冬木議員の方からご質問がありましたように、今回、指名業者に選定されております2業者につきましては、過去の実績が予定価格に対しまして292%、もう1社は246%と、通常、考えられないような選定をしておるといふふうに考えざるを得ません。関連がございますので、機械設備についての選定について質問いたします。私の資料によりますと、市外業者8社のうち、これもやはり平均完工高に対しまして、約40%の予定価格というふうになっております。当然、この完工高を勘案しますと、市内のAランクの業者はいらっしゃいます。その市外の業者の数倍も完工高があるわけでございます。この点について、総合的な判断ということでございますけれども、どのように考えているのか、お伺いいたします。

また、手元でございますけれども、先ほどから総務部長が、選定に当たっては総合的判断をして選定したと申されておりますけれども、7月4日、藤岡市で入札された結果でございます。これは水道管の配水管布設工事の入札でございますけれども、総合的に判断をされたかどうか疑問に思う点が多々ございます。ご紹介いたしますと、設計金額が3,700万円を超える大きな工事に対しまして、指名業者が8社指名されております。その中に、これだけの大きな工事にもかかわらず、1級の有資格者がゼロというところも指名業者の中に入っております。また、2,000万円を超える工事でございますけれども、6社が指名されておりますけれども、この半分、50%は1級の資格者がゼロでございます。さらに、もう1件、入札がございまして、これは2,700万円を超える設計金額でございますけれども、これも6社が指名されております。このうち、やはり50%は1級の有資格者がいない。さらに、過去の完工高を見ますと、2,700万円を超える設計金額の工事にもかかわらず、年間の完工高が3,000万円という業者も入っている。部長は、

総合的に判断して指名業者の選定をしているというふうにおっしゃいますけれども、この状況を見ますと、公平であり、公正に総合的な判断に基づいて指名業者を選定したというふうにはとても思える気がしません。

収蔵庫の件に移りますけれども、収蔵庫について設計図面を少し拝見させていただきましてけれども、博物館と収蔵庫では当然、機械設備の内容は違うと思います。収蔵庫においては、私の聞くところによりますと、高度な施工能力は必要としていないということです。そこで、市内のAランク業者がいるにもかかわらず、なぜこの850点以上というもので選定したのか、非常に疑問に思います。今後においても、このような選定方法ですべていくつもりでいるのかどうか、その件についてお伺いいたします。

(「はい、答弁」の声あり)

議長(塩原吉三君) 総務部長。

総務部長(高橋 寛君) 1点目の発注標準金額について、お答えいたします。

土木一式工事、A等級2,000万円以上、B等級1,000万円以上2,000万円未満、C等級300万円以上1,000万円未満、D等級300万円未満でございます。建築一式工事、A等級1億円以上、B等級につきましては3,000万円以上1億円未満、C等級につきましては500万円以上3,000万円未満、D等級につきましては500万円未満でございます。続きまして、水道工事・造園工事の関係でございますけれども、A等級2,000万円以上、B等級800万円以上2,000万円未満、C等級300万円以上800万円未満、D等級につきましては300万円未満になっております。その他専門工事といたしまして、A等級が1,000万円以上、B等級500万円以上1,000万円未満、C等級200万円以上500万円未満、D等級につきましては200万円未満ということになってございます。

指名選定の方向性ということもあったかと思えますけれども、工事内容を見まして、それに見合うような基準を設けましてやっていきたい、このように考えております。

議長(塩原吉三君) 川野盛幸君。

21番(川野盛幸君) ただいま部長の方から発注標準金額について答弁をいただきましたけれども、建築工事Aランクについて1億円以上、水道・造園についてAランクは2,000万円以上、当然、今回の収蔵庫における予定価格はこれよりも上でございます。確かに指名業者の選定の第12条の6項に、3,000万円以上の業者選定に当たっては業者は7社以上、Aランク半数以上というふうに明記されているのは承知しております。その中で、市内の業者にも、先ほど申し上げましたように、せっかく藤岡市で認めている水道管工事のAランクの業者がいるにもかかわらず、市外業者のみでということになりますと、先ほど部長が答弁いたしました中小企業の育成だとか、地元企業の育成というものを全然考慮

していないというふうに私は思います。今後において、このようなことのないようにぜひお願いしたいものでございます。

それから、もう一点、9月のこの議会に工事請負契約の締結ということで提案されておりますけれども、仮に、検討する、または12月議会とかという形になった場合、今後、想定されるスケジュール的なものに支障を来すことになるのかどうか、また、平成14年度・平成15年度と2カ年の補助金事業に対する補助金の取り扱いについて、どういうふうになるのか、また、状況によっては市の負担金等が増えるのかどうか、それについてお伺いして質問を終わります。

議長（塩原吉三君） 教育部長。

（教育部長 斎藤稔一君登壇）

教育部長（斎藤稔一君） 川野議員の質問にお答えいたします。

仮に、契約できなかつたら云々というような前提のご質問であります。担当課の教育委員会としては、そういうことはまずあり得ないというふうに考えております。

それと、仮の話として、今の議決できなかった云々という話とは別にしまして、過去に文化庁といろいろやりとりをした関係について申し上げます。まず、国の事業といえますのは一般課の事例としましては、国の内示がありまして初めて工事にかかれるわけです。今回は、実施設計も補助対象事業ということで、平成12年度・平成13年度のやりとりの中で話が出ておりましたので、私どもも仮に着工が遅れたときには、内示になった国の補助金、これについてはどうなりますかというような問いをしたことがございます。内示をもらって実施設計に入って、その実施設計に時間がかかった場合には、当然、工事が遅れてしまう、9月に予定したものが12月になってしまいますと工期が足らなくなる。こういう前提でお伺いした結果としましては、国は4億2,000万円に対して、平成14年度・平成15年度の2カ年継続事業ということで採択をしている。なお、出来高の当該年度の国が決めた事業費を消化できない場合には、本来、繰越明許という制度があるわけですが、これは会計検査院が過去にしてきておるということで、それはあり得ませんので、そうなった場合には、できなかった部分については翌年に持ち込めませんかということに対して持ち込みはできませんということですから、その分が平成15年度でそっくり藤岡市の単費になる、言い換えれば、事業が遅れて本年度予定の2億1,000万円の事業の消化ができなければ、非常に財政事業が厳しい中でおのずから藤岡市の負担がますます増大する、こういうことは確認をさせていただきます。

以上でございます。

議長（塩原吉三君） 他に質疑はありませんか。

笠原史嗣君。

1 0 番（笠原史嗣君） それでは、ご質問を二、三点させていただきます。

先ほど来、各議員より今回の指名の問題について、いろいろご指摘と意見などがありましたけれども、私自身も今回の入札関係につきましては、過去よりいろいろさせていただいておりますので、確認のためちょっと質問させていただきたいことがあると思います。

まず、前年度に第一小の体育館建設工事がありました。あれにつきまして、その件でも私は質問させていただいた中、8社指名の3社が市外業者ということの中で指名にあったと思います。塚本工務店・塚本建設・多野建設・豊田工務店・関口廣建設・佐田建設・池下工業・宮下工業ということです。今回につきましては、4社市外が入っているわけですが、そのときの設計価格に対する落札価格、それと予定価格に対しての落札価格、今回についても両方をまず1点目として伺いたいのですけれども、よろしく願いいたします。

議長（塩原吉三君） 総務部長。

（総務部長 高橋 寛君登壇）

総務部長（高橋 寛君） 笠原議員の質問にお答えいたします。

まず、今回の件でございますけれども、予算額2億6,435万円、落札金額2億5,100万円、予算に対する割合94.95、予定価格に対する割合99.96%でございます。直近工事の第一小体育館ということでございますけれども、予算額2億7,461万円、予定価格2億7,186万円、落札金額2億7,100万円、予算に対しまして98.69%、予定価格に対しまして99.68%でございました。

以上でございます。

議長（塩原吉三君） 笠原史嗣君。

1 0 番（笠原史嗣君） 予定価格に対しての落札価格というのが両方ともほぼ変わらない、差的にはあまりなかったのではないかと。実際に、その予定価格に対しましては、収蔵庫の方が大きくて体育館の方がその半分くらい、予算に対しての配分で実際にコストの効果というものやはりよく言っていて、入札はもちろんなのですが、まず先にコストがあってという中で入札改革が行われなければ何も意味をなさないということは、私は執行部の皆さんにお伝えしていると思うのです。

その中でいきますと、今回の収蔵庫につきましては、当初の予算に対しましては約3,124万円、私の調べた中での金額だと思うのですが、もし誤差があれば言っていたきたいのですが、体育館のときは約1,260万円の予算に対しての差があった。額にもよりますから、そのところについてはどの判断が正しいとか、そういうことは言えないと思うのですが、過去の今度の市長になってからの実例でいきますと、この間の配水管の関係ですかね、あれは入札関係で約5,000万円くらい予定価格より下がっ

たという中で、いろいろなコスト改革が今、なされているということを私自身は感じているのです。その辺の部分について、今回の収蔵庫について予算的にはかなりコスト削減がされているのではないかと、私はこのように考えます。先ほども、どちらかの議員が言っておりましたけれども、今の郷土博物館の問題で年間で約1億二千万何がしぐらい今までかかってしまった、今回はその部分で払っていたものが浮くわけですから、その部分の投資効果もある程度は出てくるのではないかと、これは皆さんもよく承知していると思うのです。その辺につきましては、どのように考えているのかを聞きたいということが1点。

それと、この指名問題についてなのですけれども、今回、妥当ではないかという部分が先ほどもお話に出ておりましたけれども、この中に資格を持っている業者というのが4社、指名されてはいいけれどもいますというお話があったかと思えます。実際、私自身も今まで市内業者育成という部分では、前市長のときから、プールもそうですし、あえて市外業者だけを指名することもないのではないかとさんざんお話をさせていただいたのです。その辺につきましては、指名委員会があって最終的には市長ご自身が指名を下すわけだと思えるのですけれども、そこについての背景は今まで皆さんが言っていましたので、私自身もよくわかるのです。選定した理由というのは今まで聞いた中でわかるのですが、今後、広げた中での部分で、広報にも載りましたけれども、今度、入札制度改革をということで、説明会も今月末ぐらいに確か行われるわけですね。

実際、その部分の中で指名自体、私からの提言なのでその案についてお答えを返していただきたいのですけれども、指名をする中での話で言っているのですけれども、ここにも書いてありますが、条件付一般競争入札では、建築工事は5億円以上の工事、土木及びその他の工事は2億円以上の工事、今後、それだけの工事というのは藤岡市ではなかなか出てこないと思います。これにつきましては、今後、まだ試行段階になってくるかと思えますけれども、ある程度要件的なものは避けていかなくていけないのではないかと、私はこのように考えるのです。基本的には、指名自身はよほどの部分ではない限り、公募型指名の競争入札でいいのではないかと考えているのです。競争入札の方を、どちらかと言えば取り入れをどんどんした中でやっていった方が、こういう今日のような議論は起こらないのではないかと私は思うのですけれども、その辺、執行部はどのようにお考えですか。2点についてお願いいたします。

議長（塩原吉三君） 総務部長。

総務部長（高橋 寛君） 2回目ですので自席からお答えさせていただきます。

1点目は、コスト改革ということでございます。藤岡市におきましても、公共工事のコスト縮減対策に関する行動計画というものをつくりまして、コスト削減に向けた努力をい

たしておるところでございますけれども、これがなかなか実を結ばない。期間的にもまだ短いということもございますけれども、なかなか浸透していかないという部分があるということをご承知おきいただきたいと思います。

それから、指名の関係でございますが、議員がおっしゃいますように、8月9日だったですか、議員説明会におきまして入札制度を改革いたしますということで、ご説明を申し上げました。10月1日以降につきましては公募型、10月から施行する分につきましては、予定価格を事前に公表して入札を執行したいということで予定しておりますので、ご理解をお願いいたします。

議長（塩原吉三君） 笠原史嗣君。

10番（笠原史嗣君） 関連なので入札関係とか、その辺の部分についてご説明を受けたわけなのですが、実際に今、この契約議決の問題があって指名の基準がおかしいのではないかと皆さんが篤と申されていたかと私も聞いていて思うのです。執行部自体は、例えば今回の指名をするに当たって不備な点が果たしてあったのか、その辺のことをどのように考えているのか、ちょっと私自身には明確に伝わってこなかったもので、その辺の部分をもう一度よく聞かせていただきたい。私自身、調査した中では、この評点の問題・資格の問題からいけば、何ら問題ないということで指名委員会から上がってきたのかと思うのですけれども、皆さんが言っている部分でいきますと、市長は公平公正の中でやっていく、公平公正な中で選ばれた指名の中だと思うのです。

前市長のときにもさんざん言わせていただいた中で、私自身も、ここにいる議員の皆さんもよくご承知だと思うのですけれども、とにかくこの収蔵庫の問題については、皆さんが全員一致をもって賛成をしてきた中であると思うのです。ただ、ここに来て入札の中で、ちょっと指名がおかしいのではないかという話にすりかわってしまっているという部分もあると思うのです。この収蔵庫自体、果たしてこれがどこまでコストが削減されたかというのは、予算から実際の部分については三千幾万という部分でしかないですから、もうちょっと削減できたのではないかと私自身は思うわけなのです。今回、契約に当たったわけですから、実際、この部分についてももう一度聞きますけれども、指名選定は間違っていないのか、その辺をもう一点、よく聞かせていただきまして私自身の質問を終わらせていただきます。

議長（塩原吉三君） 総務部長。

総務部長（高橋 寛君） 業者の選定に当たりましては、工事成績・技術者の状況・技術的な適性・手持ち工事の状況・経営状況などに留意をいたしまして、優秀で確実な工事請負業者を選定したと自負しております。

以上です。

議長（塩原吉三君） 他に質疑はありませんか。

三好徹明君。

- 1 番（三好徹明君） 議案第49号の工事請負契約の締結について、これから議決をしていかなければなりません。そこで1点だけ、お伺いしたいと思います。

先ほど、議員からの質問の中、あるいはその答弁の中で教育部長の方から、仮にこの議案が否決された場合にはということがありましたけれども、その場合には国からの補助金等が来年に持ち込まれてしまう、そうした場合には執行されないのではないかと、つまりこの事業を継続させていくためには自らのふところ、いわゆる自主財源を充てて完成を見なければ、2年度に分けていかなければならないというふうに私は理解したのです。そうしますと、先日来、財政状況については具体的な数字を出されて議会側にも説明がされているとおり、この収蔵庫建設の計画自体が極めて困難になってしまうと私は理解いたしました。そこで、1点だけ質問をいたします。

仮に採決されない場合には、この計画を自らの財源を手当てして執行されていくのかどうか、仮定の話でありますけれども、その覚悟がとおりかどうか、市長に1点だけお伺いして、私の質問を終わります。

議長（塩原吉三君） 市長。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） まず、多くの皆さんからいろいろご指摘をいただきまして、まことにありがとうございます。入札制度につきましては、今後とも10月からの施行を含めて、またいろいろ検討していきたい、このように考えております。

今の三好議員のご質問にお答えします。藤岡市の予算の中でやらなければいけないのかということになりますが、地域の皆さんも非常に念願している事業でございますので、何とか単独事業でもやりたいという気持ちはありますが、かなり財政的に苦しい立場に追い込まれると思います。今後、部内での協議をしないと、ここでは何とも申し上げられないということでございますが、気持ちとしてはやっていきたいということだけご理解いただきたい、このように思います。よろしく申し上げます。

議長（塩原吉三君） 他に質疑はありませんか。

吉田達哉君。

- 2 3 番（吉田達哉君） 午前中から午後になつて、この工事請負契約の締結ということで大勢の議員から、ご指摘やら、ご要望等が出ているようでございますけれども、いずれにしても、この議会議員全員が第一に念願することは、市内業者の育成ということだと理解いたします。

その中で、今、点数のことですとか、完工高といったいろいろな数字の件が出てきまし

たけれども、話を聞いていますと、実績がないと一切無理なのだとかということになってきますと、なかなか業者の育成にはつながっていかないのではないかと、そんなふうに思えることがありますので、その点を踏まえて質問をいたします。契約金額、要するに工事が大きくなっていくと、ランクの下の業者の方は、そこに指名さえしていただけない、そうすると、自分のところで努力をしてもなかなか点数も上がっていかないし、仕事ももらえないというような現状があるかと思えます。できれば、分割できるものについては、どんどん分割をしていただいて、点数が下の方でもどんどん指名に参加できて、工事をしたり契約をしたりする中で点数を上げて、藤岡市の業者の全体の経営状況・技術、そういったものの向上を図るように努めていっていただきたいというふうに思うのですけれども、その点について今後どういう形でやっていくのか。例えば、下水などにしても1億円とか、1億円を超えるような事業もあるわけですが、これを第1工区・第2工区・第3工区という形で分ければ、それだけ多くの方を指名できますし、点数の少ない業者も指名に入れるようなことになっていくのではないかと思うのです。その辺について、ご答弁をいただきたいと思えます。

議長（塩原吉三君） 総務部長。

（総務部長 高橋 寛君登壇）

総務部長（高橋 寛君） 吉田議員の質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、指名業者の選定についてでありますけれども、藤岡市建設工事請負業者選定要綱の第12条でうたっておりますAランクの業者につきましては、B・C・Dのランクまで入れます。Bランクにつきましては、Aランクの方へ指名業者の半数ほどが入ってまいります。そうしたことを繰り返しながらしていく中で、業者の育成につながっていくのかなと、こんなことも考えております。

また、分割発注というお話でございますけれども、指名の平準化等を考慮しながら業者選定に当たっていきたい、このように考えております。

議長（塩原吉三君） 市長。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） ただいまの吉田議員のご指摘でございますが、お答えさせていただきます。

もとより市内業者の育成ということにつきましては、私のまさしく考えているところでございます。たまたま今回の収蔵庫の発注規模が大きく、設備電気において指名されたのが市内業者でなかったということが多分、今、言われているところだと思います。今後、そういう事業の中で市内業者の育成というのは一番進めていかなければならないというふうに私自身、認識しております。

そして、先ほどのもう一つのご質問でございますが、分割してでも工事を小さくしてや

っていくということも市内業者の育成につながるというふうに考えております。担当部の方に対しましては、事前にそういう申し入れもさせていただきますので、今後、そういう形が見えてくるのではないかと期待しておるところでございます。ご理解のほどをお願い申し上げます。

議長（塩原吉三君） 吉田達哉君。

2 3 番（吉田達哉君） 今、市長の方から答弁をいただきまして、なるべく分割して多くの業者が指名に参加できるような方向でやっていっていただけるということをお願いしまして、大変感銘いたしたところでございます。

平素ですと、景気が悪くなってきますと、経済効果という名の下に公共工事をどんどん発注していた時期がありました。かつて藤岡市でも大型の工事が毎議会のように思うぐらい議案として出てきて、請負契約の締結ということでかなり多くの事業がなされてきました。先般行われました議員説明会において、藤岡市の財政状況は極めて厳しいのだという中で、これからの藤岡市の財源の中では、なかなか新しく取り組んだ建設・土木といったものの率が減ってくるのではないかとというふうに思います。減ってくる中でも、業者の方はなるべく多くの機会をとられて技術者の養成、それから、自分のところの会社の運営状況といったものを日々高めていく努力をしていると思いますので、そのような形で、今、市長から答弁してもらった方向で指名をしていっていただければありがたいなと思います。

いずれにしても、今回のこの指名については、このAクラス・Bクラスの中の4社であったかもしれませんが、また別の指名の機会には、この中で指名に漏れた業者の方も入っているというふうにも認識をしておりますし、先ほどの答弁から見ても、公平な指名ができたという答弁をいただきましたので、そのことを参考にしながら議決に入りたいと思います。いずれにいたしましても、今後とも市内業者の育成ということを大前提に置いて入札等を行っていただきたいというふうに要望して終わります。

以上です。

議長（塩原吉三君） 他に質疑はありませんか。

（木村議員より「議長、私の質問に対して答弁をいただいておりますので、お願いしたいと思います。」と発言あり）

議長（塩原吉三君） 暫時休憩いたします。

午後2時24分休憩

午後3時再開

議長（塩原吉三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（塩原吉三君） 総務部長。

総務部長（高橋 寛君） 自席からお答えいたします。木村議員への答弁漏れがございまして、大変、長い時間をいただきまして、まことに申しわけございませんでした。

調べました結果、1件ございまして、配水管布設替え設計業務委託で落札額は3,000万円でございますけれども、その指名の中に完工高1,691万8,000円という業者が入っております。平成13年度です。

以上でございます。

議長（塩原吉三君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第49号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。よって、議案第49号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

青木寛君、登壇を願います。

（15番 青木 寛君登壇）

15番（青木 寛君） ただいま議長よりご指名をいただきましたので、討論をさせていただきます。

議案第49号工事請負契約の締結について、本議案に対して新政クラブを代表して反対討論をいたします。本議案の骨子となっております藤岡市郷土博物館建設基本計画に基づいた郷土博物館の建設においては、市民はじめ私ども新政クラブも一日も早く完成をするよう願っているところであります。藤岡市は、昭和49年に告示された市民憲章において史跡の保護をうたい、昭和52年には郷土資料館を開設し、市民への地域文化財に対する啓蒙普及運動を行ってきました。昭和57年に群馬県が埴輪公園構想を発表して以来、本市は藤岡市埴輪公園構想、平成4年毛野国白石丘陵公園として正式に名称が決定いたしました。この構想の中で、郷土博物館の建設を挙げました。

現在、藤岡市の文化的環境を顧みますと、郷土博物館は老朽化が進み、あわせて時代に即応した学習施設としての見直しを迫られてきています。そのため、郷土資料館の機能を継承しつつ、さらに本市の郷土文化を創造する新しい博物館の建設が必要となっております。また、本市は県南の都市拠点機構を担ってきたことから、近年、高速道路や新幹線の建設などによる都市基盤整備を行ってきました。それに伴い原始から近世に至るまでの多くの遺跡が発掘され、その遺跡の整理、保存を行う収蔵庫の建設も必要となっております。この収蔵庫の建設には一日も早い完成を望んでいます。

しかしながら、過日行われた藤岡市埋蔵文化財収蔵庫新築建築工事の請負契約の締結について、指名競争入札の指名業者の選定方法について就任以来市政の運営に当たり「公平、公正、清潔、親切で、開かれた市政」実現を目指して、市長が市民及び議会に対して明言しているにもかかわらず、このたびの指名業者の選定に当たっては市長公約とはほど遠い結果となっております。指名された業者については、選定の理由に定めてある過去における同規模・同工事の内容の実績を考慮した選定とは思われぬ節があります。また、指名競争入札の本来の目的である競争性の高い入札が行われたとは思われぬ節があります。その結果、予定価格2億5,110万円、落札価格が2億5,100万円であり、その僅差は信じられない競争入札の結果でありました。市長が、平成14年度藤岡市の行財政改革元年と位置づけ、財政非常事態宣言を行っているにもかかわらず、コストの削減とは思われぬような結果でありました。

以上の理由により議案第49号に対し反対いたしますので、議員各位の賛同をお願い申し上げます。

以上です。

議長（塩原吉三君）他に討論はありませんか。

新井雅博君、登壇を願います。

（16番 新井雅博君登壇）

16番（新井雅博君）ただいま議長より登壇のお許しをいただきましたので、議案第49号藤岡市文化財収蔵庫新築建築工事請負契約の締結について、私は本議案に対して啓風会を代表いたしまして賛成の討論を行うものであります。

ただいま新政クラブの青木代表の方から反対討論があったわけであります。その冒頭、本事業の重要性というものが明確にあらわされたわけでありまして、当然、私といたしましても本事業につきましては、昭和59年埴輪公園構想を県が決定をして以来、18年を超える長きにわたって、この事業実現に向けてそれぞれの先人の職員、あるいは議会人、そういった人たちが大変汗を流してきた事業がいよいよ完成の運びに近づいてくるという大変喜ばしい事業であります。まさに先ほど教育部長が申し上げました毛野国白石丘陵公

園整備事業の中核をなす、この収蔵庫博物館の建設でありますので、何としてでも一日でも早くその事業の執行に当たっていただきたい、かように私は考えるわけであります。同時に、新政クラブをはじめとする全員の議員が平成13年、あるいは平成12年、たび重なる国・県への陳情を正・副議長並びに時の常任委員会委員長・副委員長こぞって、この事業実現のために奔走してきたわけでありまして、いよいよこの契約の議決によってその夢が実現するわけであります。

先ほど教育部長の方から、万が一にもこの本事業が本議会において議決をされない折には多くの財政出動が必要になる。同時に、市長の発言の中においては、財政状況厳しい折、この事業を進めたくても、ともすれば一時、足踏みもせざるを得ない、そんな状況も発生するような話が出たわけでありまして、私とすれば、本49号の議案については、議員全員の賛同を得ながら議決をしていただきたい、かように強く感じておるところであります。特に問題となっております指名等につきましては、先ほど来から多くの質疑がされたわけでありまして、工事の指名については執行部の答弁のとおり、業者選定は選定要綱に基づいて選定委員会で十分審議がなされ、その結果、適正に選定され、その入札執行も適正にされたところであります。また、入札制度につきましても、広報に報じられたように議会側からの申し出、市民からの申し出を受けて、真摯に入札制度に取り組んでいる姿が新井市長には見受けられるわけでありまして、今回の入札につきましても大変透明性高き入札だというふうに考えておるところであります。

こうした姿勢をもって、執行部におきましては今回の工事事業の指名及び入札に臨んでいることが明確にあらわれておるわけでありますので、このたび上程されております藤岡市埋蔵文化財収蔵庫新築建築工事契約は適正なものだというふうに私は考えるわけでありまして、ぜひ議員各位におかれましても、議案第49号につきましてご賛同いただけますように心からお願いを申し上げ、賛成の討論とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（塩原吉三君）他に討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君）討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

（「議長」の声あり）

議長（塩原吉三君）針谷賢一君。

17番（針谷賢一君）藤岡市議会会議規則第71条を適用し、第73条での表決をお願いいたします。

（「賛成」の声あり）

（「議長」の声あり）

議 長（塩原吉三君） 坂本忠幸君。

- 1 2 番（坂本忠幸君） ただいま針谷議員から提案されました工事請負契約締結についての表決の方法ですけれども、私は藤岡市議会会議規則第73条を取り入れていただきたいと思います。

（「進行」「賛成」の声あり）

議 長（塩原吉三君） 暫時休憩いたします。

午後3時13分休憩

午後3時15分再開

議 長（塩原吉三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（塩原吉三君） 坂本忠幸君。

- 1 2 番（坂本忠幸君） 訂正をさせていただきたいのですけれども、先ほど第73条と申しましたけれども、第72条記名投票でお願いしたいと思います。

（「賛成」の声あり）

議 長（塩原吉三君） 暫時休憩いたします。

午後3時16分休憩

午後3時51分再開

議 長（塩原吉三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会 議 時 間 の 延 長

議 長（塩原吉三君） 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

議 長（塩原吉三君） これより議案第49号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

この採決については、会議規則第71条の規定により投票による表決で行うことに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（塩原吉三君） 起立4名以上でありますので、投票を行います。

この採決については、坂本忠幸君ほか数人から記名投票によらねたいとの要求と針谷賢一君ほか数人から無記名投票によらねたいとの要求が同時にあります。いずれの方法によるかを会議規則第71条第2項の規定により無記名投票をもって採決することになっております。

まず、記名投票によるべしとの要求について採決いたします。
議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

議 長(塩原吉三君) ただいまの出席議員数は23人です。
投票用紙を配布いたします。

(投票用紙配布)

議 長(塩原吉三君) 投票用紙の配布漏れはありませんか。
(「なし」の声あり)

議 長(塩原吉三君) 配布漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

議 長(塩原吉三君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。記名投票によるを可とする場合は賛成を、否とする場合は反対を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。なお重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。事務局長。

(事務局長氏名点呼、投票)

議 長(塩原吉三君) 投票漏れはありませんか。
(「なし」の声あり)

議 長(塩原吉三君) 投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議 長(塩原吉三君) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番三好徹明君及び24番久保信夫君を指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

開票を行いますので、しばらくそのままお待ちください。

(開 票)

議 長(塩原吉三君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数23票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

賛 成 14票

反 対 9票

以上のとおり賛成が多数であります。よって、議案第49号工事請負契約の締結については記名投票により採決することに決定いたしました。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

議長(塩原吉三君) ただいまの出席議員数は23人であります。

青票・白票を配布いたします。

(青票・白票配布)

議長(塩原吉三君) 青票・白票の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

議長(塩原吉三君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本議案を可とする者は白票を、否とする者は青票を点呼に応じ、て順次投票願います。なお投票の際には、両方の票をお持ちいただき、投票しない票を事務局職員へお渡しください。

点呼と出席議員の確認を命じます。事務局長。

(事務局長氏名点呼、投票)

議長(塩原吉三君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長(塩原吉三君) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に2番大戸敏子君及び23番吉田達哉君を指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

開票を行いますので、しばらくそのままお待ちください。

(開票)

議長(塩原吉三君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数23票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

賛 成 14票

反 対 9票

以上のとおり賛成が多数であります。よって、議案第49号工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

賛成者（白票）氏名 14人

三好徹明君

松本啓太郎君

片山喜博君

金子勝治君

佐藤淳君

茂木光雄君

笠原史嗣君

斉藤千枝子君

坂本忠幸君

青柳正敏君

新井雅博君

大戸敏子君

吉田達哉君

久保信夫君

反対者（青票）氏名 9人

金井壽君

冬木一俊君

反町清君

木村喜徳君

青木寛君

針谷賢一君

山田一友君

中村菊雄君

川野盛幸君

第18 議案第50号 土地の取得について

議長（塩原吉三君） 日程第18、議案第50号土地の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。都市建設部長の登壇を願います。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） 議案第50号土地の取得について、ご説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第96条第1項第8号及び藤岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

上程した土地は庚申山総合公園内に存する土地で、藤岡市藤岡字北山3054番地1、1筆、面積1万90平方メートルを4,439万6,000円で公園用地として取得するものでございます。契約の相手方は6名、共有地でございます。なお、庚申山総合公園に

については、総面積46.2ヘクタールのうち34.6ヘクタールを取得しております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長（塩原吉三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

反町清君。

5 番（反町 清君） この土地の買い上げでございますけれども、平米単価が4,400円となっております。これは以前に購入したときと比べ、どのくらい差があるのか、また、以前と同価格なのか、これを1回目の質問といたします。

議長（塩原吉三君） 都市建設部長。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） お答えさせていただきます。

庚申山総合公園内の土地を買収するわけでございますけれども、ご質問の単価の関係でございますが、平成13年度の買収単価4,900円でございます。今年度の買収単価は4,400円ということで、10.2%の下落でございます。これは地価公示価格の下落に基づきまして単価の改定をさせていただいております。そういうことでよろしく願いいたします。

議長（塩原吉三君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第50号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。よって、議案第50号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第50号土地の取得について、本案は原案のとおり決す

ることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(塩原吉三君) 起立全員であります。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

第19 議案第51号 土地の取得について

議長(塩原吉三君) 日程第19、議案第51号土地の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育部長の登壇を願います。

(教育部長 斎藤稔一君登壇)

教育部長(斎藤稔一君) 議案第51号土地の取得につきまして、ご説明申し上げます。

取得します白石稲荷山古墳は5世紀前半における東日本を代表する古墳であり、平成5年11月30日に4万2,000平方メートルが国の指定になりました。本市におきましては、古墳時代の栄華を物語る貴重な史跡を末永く保存するとともに史跡の活用を図るため、平成5年3月に都市計画決定を受け進めておりますところの毛野国白石丘陵公園の核として整備を行う計画であります。この事業をより具体化するため、国・県からの補助金を受けながら平成12年度から史跡の公有化を進めております。平成14年度において取得する用地につきましては6,179平方メートルであります。

以上、簡単であります但提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長(塩原吉三君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第51号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。よって、議案第51号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第51号土地の取得について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(塩原吉三君) 起立全員であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

第20 議案第52号 市道路線の認定について

議長(塩原吉三君) 第20、議案第52号市道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。都市建設部長の登壇を願います。

(都市建設部長 須川良一君登壇)

都市建設部長(須川良一君) 議案第52号市道路線の認定について、ご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げます市道路線の認定は、1件3路線でございます。市道4654号線・市道4655号線及び市道4656線でございますが、藤岡市道路受け入れ基準に基づき市が寄付を受けた道路であります。

以上、1件3路線を管理していくに当たりまして路線認定をしていく必要がありますので、議会の議決をお願いするものでございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(塩原吉三君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしましたと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第52号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。よって、議案第52号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第52号市道路線の認定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(塩原吉三君) 起立全員であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

第21 議案第53号 平成14年度藤岡市一般会計補正予算(第1号)

議長(塩原吉三君) 日程第21、議案第53号平成14年度藤岡市一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長の登壇を願います。

(市長 新井利明君登壇)

市長(新井利明君) 議案第53号平成14年度藤岡市一般会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、第1条で示しましたとおり歳入歳出それぞれ2億4,112万1,000円を追加し、204億8,212万1,000円とするものであります。当初予算と比較しますと、1.2%の伸びとなっております。

次に、第2条の債務負担行為であります。第2表のとおり追加として神流小学校用地取得費の1件であります。

次に、第3条の地方債であります。第3表のとおり追加として公共土木施設災害復旧事業ほか1件、変更として中・上大塚線街路事業の1件であります。

なお、今回の補正では厳しい財政状況を踏まえ、計画事業の見直しを行い、限られた財源を重点的・効率的に配分いたしました。細部については企画部長より説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

議長(塩原吉三君) 企画部長。

(企画部長 中易昌司君登壇)

企画部長(中易昌司君) 引き続きまして、事項別明細について歳出から主なものをご説明申し上げます。

最初に、第2款総務費では、第1項総務管理費、第2目人事管理費の退職手当で5,333万2,000円、第6目財政管理費の職員退職手当基金積立金で7,000万円、第2項徴税费、第3目収納徴收費の市税過誤納還付金及び還付加算金で5,900万円をそれぞれ追加。

次に、第3款民生費では、第1項社会福祉費、第14目国民年金費の国民年金印紙購入経費で2億3,220万4,000円の減額、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費の学童保育所施設整備費補助金で1,000万円の追加、児童館建設事業で8,879万9,000円の減額。

次に、第4款衛生費では、第1項保健衛生費、第1目保健総務費の救急医療施設設備整備費補助金で2,100万円、第2項清掃費、第3目清掃センター管理費の施設改修工事で1,580万円をそれぞれ追加。

次に、第6款農林水産業費では、第2項林業費、第1目林業諸費の林道改良工事等で3,111万6,000円を追加。

次に、第8款土木費では、第2項道路橋梁費、第2目道路維持費の道路橋梁台帳整備委託料等で1,620万2,000円、第3目道路新設改良費の側溝新設工事等で4,534万1,000円、第4項都市計画費、第4目街路事業費の緑町線街路事業で4,854万6,000円、中・上大塚線街路事業で6,014万1,000円をそれぞれ追加。

次に、第10款教育費では、第4項教育諸費、第1目教育振興費の奨学資金貸付金で613万円、第6項社会教育費、第9目下栗須馬庭停車場線発掘調査費の発掘調査委託料等で2,221万8,000円をそれぞれ追加。

次に、第11款災害復旧費では、第1項第1目公共土木施設災害復旧費の災害復旧工事等で2,045万1,000円、第2項第1目農林施設災害復旧費の514万6,000円をそれぞれ追加するものであります。

続きまして、今回の補正財源となります歳入の主なものを申し上げます。

第8款地方交付税では、普通交付税で5,428万5,000円を追加。次に、第12款国庫支出金では、国庫負担金で2,020万4,000円を追加。次に、第13款県支出金では、県補助金で1,341万8,000円、県委託金で1,647万1,000円をそれぞれ追加。次に、第16款繰入金では、老人保健特別会計繰入金で1億2,560万2,000円を追加。次に、第17款繰越金では、前年度繰越金1億7,236万2,000円を追加。次に、第18款諸収入では、雑入で2億3,268万8,000円を減額。次に、第19款市債では、中・上大塚線街路事業債ほか2件で5,840万円を追加するものであります。

以上が説明の要旨であります。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（塩原吉三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

木村喜徳君。

1 3 番（木村喜徳君） 62 ページの一番最後、児童館建設事業で2点ほどお伺いいたします。

たしか当初予算では1億2,895万2,000円が上程されているのですけれども、減額が8,879万9,000円なのです。この差額はどうなっているか、説明をお願いいたします。

もう一点、これは3月議会で議会承認になっているわけなのですが、財政云々ということで3月から半年余りで全額が減額されているという格好になってきますので、その経緯についてちょっとお伺いします。たしか児童館建設には2団体から去年の7月に陳情がございました。私たち議会でも議論をした記憶があるのですけれども、ふだんから市長が市民との対話、開かれた市政ということで、陳情を寄せた団体ぐらいにはアンケートとか、そういうことはなされたのですか、これが1点、計2点、ご質問いたします。

議長（塩原吉三君） 健康福祉部長。

（健康福祉部長 宇留間修次君登壇）

健康福祉部長（宇留間修次君） 補正予算の総額の関係でお答えいたします。

今回、補正予算で出させていただいた関係につきましては、神流児童館の用地を、当初、平成15年度におきまして借りる予定でございましたが、本議会におきまして決定をいただくことにより地権者の方々と交渉いたしまして、今後、補正予算におきまして対応させていただきたいということで、今回の補正予算には減額としておりません。そのことによりまして、総額の金額につきましては差がございます。よろしくお伺いいたします。

あと、陳情の方の関係のご質問がありました。その関係につきましては、平成13年7月21日に児童館建設に関する陳情書というものがございました。提出者につきましては、藤岡市区長会3名、それに児童館の設立を考える会、それと、藤岡市立第2小学校校医・藤岡市ボランティア連絡協議会・藤岡市更生保護婦人会・藤岡市連合婦人会・藤岡市小野婦人会・藤岡市平井婦人会の各会長の連名によりまして陳情がございました。

今回の児童館建設の見直しにつきましては、健康福祉部としまして今後の施策を変更という形の中で、さきの議員説明会でさせていただきましたが、その関係につきましては、先ほど申し上げました陳情を寄せていただきました団体についての働きは、現在まだやっておりません。

議長（塩原吉三君） 木村喜徳君。

1 3 番（木村喜徳君） 上程してある金の不足分は、土地の違約金かと思うのですが、それに充てるということでわかりました。

つまり神流地区と第二小校区、この2地区の土地を買収と借り上げをするということであると、神流地区に関しては完全に買収をあきらめる、第二小地区の借り上げについても完全に借地契約を解除するという考えでよろしいのですか。この1点

についてお願いします。

もう一点、先ほど陳情団体にもアンケートなり、そういう話も全然ないということは非常に私は残念な気がいたします。市長が先ほど申し上げましたように、市民と会話をするとか、そういうことを言っているながら、市長の真意が行政に携わっている皆さんに伝わっていないのか、それとも、残念ながら市長の指導力がないから口だけでこういうことになってしまったのか、ちょっと残念です。この辺の意見につきまして、市長の指示が伝わっていないと私は思いますので、市長自ら答弁をお願いいたします。

議長（塩原吉三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（宇留間修次君） 先ほど補正予算の関係におきまして、当初計画と比べまして総額が違ふという関係で1点こちらの方の答弁が落ちました。神流小の土地購入代、そのほか第二小校区におきまして、本年度児童館建設を予定しておりましたが、この関係の賃借料につきましても、この議会で議決していただいた際には、地権者と当然今後の賃借契約ということもございますので、慎重に交渉を進めたいという形の中で、今回の補正予算の額には減額はしておりません。

以上でございます。

議長（塩原吉三君） 市長。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） お答え申し上げます。

ただいまご指摘の私の真意が事務方の方に伝わっていないのではないかというお話でございますが、この児童館の建設につきましては、回数を重ねまして会議を開いて決定を見たというところでございます。私の考え方の中で、財政的な負担を小さくしながら、そして、児童館と機能を同じに持った支援センター、そして、学童、こういうものを考えていきたいということが事務方の理解を得てもらっているのだ、このように解釈しております。よろしくお願い申し上げます。

議長（塩原吉三君） 木村喜徳君。

1 3 番（木村喜徳君） 行財政改革実施委員会で協議が行われてきた結果がここに載っているわけでございます。ここに前年度まで担当部長でおられました現在の企画部長が、行財政改革実施委員会の委員長として主催をしていると思うのですが、その点から一点だけ質問させていただきます。

昨年度、議員にこのような整備計画なるものが出てやってきました。ちょっと一節だけ読ませていただきます。「今後の利用者の増加が見込まれる中で、施設整備を図っていかねばならない状況であります。」このようにうたっているにもかかわらず、こういうことで3月議会で上程され可決してきたわけです。議会が真剣に議論をしてきた中で積み上げ

てきたものを行財政改革実施委員会の中で半年足らずで全部なくしてしまうという、この1点について議会に対してどのような考えがあるのか、聞かせていただきます。

先ほどの市長の答弁の中でございますけれども、私が言っているのは市長が常日ごろ、開かれた市政とか、市民との対話を重視すると言っている、そういうことの意味合いが、まだ行政の皆さんには伝わっていないのではないかと。こういうことが中止の方向に向かっているのですから、せめて陳情を出した団体くらいには、こういう方向であるけれども、どうだろうというアンケートをやってもいいのではないだろうかということを行ったのです。それはもうわかりましたから結構です。

企画部長の1点だけ、お願いします。

議長（塩原吉三君） 企画部長。

（企画部長 中易昌司君登壇）

企画部長（中易昌司君） 今年の4月30日まで担当部長をやっておりましたので、変更になったことにつきましては大変申しわけないと思っております。

以上でございます。

議長（塩原吉三君） 他に質疑はありませんか。

反町清君。

5 番（反町 清君） それでは、第3款民生費の児童館事業のことで私もお伺いいたします。

平成13年度予算編成に当たって、児童館建設計画も相当練られて予算づけしていただいたと思うのです。そのときに今年度一年こういった減額補正をするようなことが予測できたのかどうか。多分、できていないというお答えをいただきたいと思いますけれども、それなら、財政当局は、なぜこういった平成13年度予算を認めたのか。こういった減額補正をしなくても今年度はできる。予算というのは単年度の計画でございます。1年も経たずに、この計画が消される、幾ら財政状況が厳しくても無計画さがあったのではないかと。そのとき、やはり携わった皆さんは、よく反省していただきたい。先ほど木村議員が申されましたけれども、児童館についても、やはり地元の要望があって、ようやくここまでこぎつけたのです。それは違う形で今度努力するという事は、この間、説明会でお聞きしました。ですけれども、やはり我々は議員でございますから、あれだけ議した中で決定を見た予算をわずか数カ月でこれは要らないのだと、このことに関してやはり財源不足だからということではなくて、議会に対してどういう説明をするのか、担当者また市長のご意見を伺います。

議長（塩原吉三君） 暫時休憩いたします。

午後4時52分休憩